大田区立雪谷小学校 校 長 早見 泰一

## 臨時休業に伴う学校給食費の取扱いについて

日頃より、学校給食事業につきましてご理解、ご協力をいただき誠にありが とうございます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策による休校に伴う給食費の返金につきましては、下記のとおりといたします。

記

## 1 返金について

大田区では、給食費を実施月の給食回数により変動させず、定額の月額徴収としています。

月額は、標準給食実施回数(小学校では193回、中学校では184回)に標準1食単価(小学校低学年(1・2年生)は235円、中学年(3・4年生)は255円、高学年(5・6年生)は280円、中学校は320円)を乗じ、8月を除く11月で割り返した金額(端数調整)で算出しています。

月額として徴収させていただいている金額は、月平均で約17回分ですが、 給食回数の多い月や少ない月があり、また、台風等自然災害等による物価の 変動に合わせ、年間を通しての管理運営を行っておりますので、年度末であ る3月に向けては、予定回数で使用する金額を見越し、計画的に調整をして きました。

以上のことから、3月の給食費は月額での徴収をさせていただきましたが、この度の休校に伴う給食費の計算は、3月に予定しておりました給食回数に標準一食単価を乗じた金額とさせていただきます。

## 2 返金方法について

すでに入金していただいた給食費は次年度に繰り越した上で、次年度6月に徴収する給食費(4・5・6月分)から返金分を差し引きます。

食物アレルギー等で、飲用牛乳代金を差し引いて徴収している場合は、他 の児童生徒と返金額が変わる場合がありますのでご了承ください。

また、滞納残額がある場合は滞納額に充当いたしますので、ご相談させていただきます。

- 3 返金額について
  - ●小学校低学年(1・2年生)月額 4,100 円 @235×3月の給食回数(15日分)=3,525円
  - ●小学校中学年 (3・4年生) 月額 4,500 円 @255×3月の給食回数(15日分)=3,825円
  - ●小学校高学年 (5 · 6 年生) 月額 4,950 円 @280×3月の給食回数(15 日分)=4,200 円

【問い合わせ先】 大田区立雪谷小学校 副校長 山﨑 宏則 電話 3729-5121